

第143回自賠責保険審議会—諮問

金 監 督 第 7 3 号

令和3年1月18日

自動車損害賠償責任保険審議会

会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 氷見野 良三

(公印省略)

自動車損害賠償保障法第33条第1項後段及び第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を令和3年4月1日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮すること。
2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

令和3年1月18日

金融庁長官 氷見野 良三 殿

自動車損害賠償責任保険審議会  
会長 藤田 友敬

令和3年1月18日付金監督第73号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

1. 令和2年度料率検証の結果、責任保険の収支については、令和元年度時点での見通しに比べ、損害率等が良好に推移する等の状況にあるため、契約者間の公平を保ちつつ、これを速やかに保険料水準に反映させることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を令和3年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別紙と同一の変更であれば、異議はない。